

おおさか 掲示板

編集 / 大阪市政策企画室 ☎06-6208-7251 FAX06-6227-9090
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
面積……223.00km² 人口……2,680,869人 世帯数……1,353,203世帯
平成26年3月1日現在(推計)

今後の水道事業への ご意見をお聴かせください (水道料金の見直し案を含む)



びゅあ



じゃく爺

「びゅあ」「じゃく爺」は、大阪市水道局のイメージキャラクターです。

大阪市では、「大阪市戦略会議」(平成25年11月11日開催)において、水道事業の民営化については、公共性を担保しつつ、効率性・発展性が高められ、早期の実現可能性もある方法として、公共施設等運営権制度を活用した上下分離方式(*)を選択するという方針を決定しました。この決定に基づき、平成27年度中の水道事業の民営化に向けて、「水道事業民営化基本方針(案)」を策定しましたので、市民の皆さんのご意見をお聴かせください。

今後、水道事業の民営化については、寄せられたご意見を参考にさせていただくとともに、さまざまな課題についての市会での議論を踏まえ、検討を進めていく予定です。

●問い合わせ…水道局経営改革課 ☎6616-5412 FAX6616-5409

意見募集概要

民営化基本方針(案)および意見提出用紙は、次の場所で配布しています。大阪市ホームページでもご覧いただけます。

- 水道局経営改革課、各営業所・サービスステーション、水道工事センター
- 大阪市サービスカウンター(梅田・難波・天王寺)
- 市民情報プラザ(市役所本庁舎1階)

意見提出方法

送付、ファックス、Eメールで、5月30日までに、
〒559-8558 住之江区南港北2-1-10
ATCビル ITM棟9階
水道局経営改革課 FAX6616-5409、
✉pabukome@suido.city.osaka.jpまで。

実施結果公表

平成26年6月～7月予定

※公共施設等運営権制度を 活用した上下分離方式について

平成23年に創設された制度で、鉄道・空港・水道などの事業において、施設の整備・保有主体と運営主体を分離することをいい、本市水道事業の場合は、浄水場などの施設は市が保有したまま、民営化した運営会社が、水道料金を自らの収入として収受し、施設更新等を行うなど、水道事業の運営を行うことをいいます。

★上下分離方式を選んだ理由は??

上下分離方式では、大阪市の関与が残るので、安心・安全に向けた取り組みなど、これまで大阪市が提供してきた水道サービスレベルをしっかりと維持できる仕組みを作ることができるからです。

